

資料 1

北本市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成27年10月5日施行）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案	解 説
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(5) 略</u></p> <p>（収集方法の制限）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(3)～(6) 略</u></p> <p>（収集方法の制限）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>条例中に新たな定義を加えます。番号法を引用し、用語の意義を明確にすることで、解釈上の疑義がないようにします。</p> <p>資料 2</p> <p>番号法及び国の個人情報保護の法律で規定されている表現に統一します。</p>

<p><u>(利用及び提供の制限)</u></p> <p>第11条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超える当該登録に係る<u>個人情報の利用</u>（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものに対する当該登録に係る個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行う場合は、本人の同意を得なければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の同意を得ないで、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p><u>(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)</u></p> <p>第11条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超える当該登録に係る<u>個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第12条において同じ。）の利用</u>（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものに対する当該登録に係る個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行う場合は、本人の同意を得なければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の同意を得ないで、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要なとき。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p><u>(特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個</u></p>	<p>既存の個人情報の目的外利用・外部提供の規定から、特定個人情報が同じ取り扱いにならないように除きます。</p> <p>番号法及び国の個人情報保護の法律で規定されている表現に統一します。</p> <p>特定個人情報固有の目的外利用について定めます。</p>
---	--	---

<p>(外部提供先に対する措置要求)</p> <p>第12条 実施機関は、<u>前条第1項又は第2項の規定により外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</u></p> <p>(電子計算機の結合の禁止)</p> <p>第13条 実施機関は、<u>個人情報を処理するに当たり、電子計算機の国及び他の地方公共団体等と通信回線等を利用する結合をしてはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるときはこの限りでない。</u></p>	<p><u>人情情報を自ら利用することができる。</u></p> <p>3 <u>前条第3項及び第4項の規定は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用する場合について準用する。</u></p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第11条の3 <u>実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>2 <u>第11条第3項の規定は、前項に規定する場合に該当し、特定個人情報を提供する場合について準用する。</u></p> <p>(外部提供先に対する措置要求)</p> <p>第12条 実施機関は、<u>第11条第1項又は第2項の規定により外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</u></p> <p>(電子計算機の結合の禁止)</p> <p>第13条 実施機関は、<u>個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u>を処理するに当たり、電子計算機の国及び他の地方公共団体等と通信回線等を利用する結合をしてはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるときはこの限りでない。</p>	<p>特定個人情報の目的外利用においても、個人情報の目的外利用等と同様に、目的外利用の記録、本人通知、審議会への報告を義務付けます。</p> <p>特定個人情報は、条例において外部提供できません。</p> <p>番号法において外部提供したときは、個人情報と同様に記録を義務付けます。</p> <p>条ずれに伴う改正です。</p> <p>表現の統一をします。</p> <p>番号法は、特定個人情報を国、地方公共団体その他様々な機関と情報ネットワークシステムにより照会・提供をすることを目的としているため、これを禁止する本条から除きます。</p>
---	--	---

<p>2 略</p> <p>(開示の請求等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は病気、負傷等やむを得ない理由があり、かつ、個人情報の開示をすることが本人の福祉の増進に資すると実施機関が認める代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>(削除の請求)</p> <p>第16条 何人も、実施機関に対して、第6条の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報が収集されたと認めるときは、当該自己情報の削除を請求することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>(開示の請求等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下これらを「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>(削除の請求)</p> <p>第16条 何人も、実施機関に対して、第6条の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報（特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。）が収集されたと認めるときは、当該自己情報の削除を請求することができる。</p> <p>(特定個人情報の利用の中止等の請求)</p> <p>第17条の2 何人も、自己情報のうち特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達</p>	<p>代理人制度を緩和します。委任状があれば、誰でも本人に代わって開示の請求等を行うことができます。</p> <p>特定個人情報の削除については、次条で固有の規定を設けるため除きます。</p> <p>自己の特定個人情報が不正に取り扱われたときは、その利用の中止や削除、提供の中止を求めることができる規定を設けます。</p>
--	--	---

<p>(準用)</p> <p>第18条 第14条第2項及び第6項の規定は、<u>前3条</u>の規定による請求について準用する。</p> <p>(請求方法)</p> <p>第19条 第14条第1項の規定による自己情報の開示、第15条の規定による自己情報の記載の訂正、第16条の規定による自己情報の削除又は第17条第1項の規定による<u>自己情報の目的外利用等の中止</u>（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該請求に係る個人情報を管理している実施機関に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>	<p><u>成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき</u> 当該特定個人情報の利用の中止又は削除</p> <p>(2) <u>第11条の3の規定に違反して提供されているとき</u> 当該特定個人情報の提供の中止</p> <p>(準用)</p> <p>第18条 第14条第2項及び第6項の規定は、<u>第15条から前条まで</u>の規定による請求について準用する。</p> <p>(請求方法)</p> <p>第19条 第14条第1項の規定による自己情報の開示、第15条の規定による自己情報の記載の訂正、第16条の規定による自己情報の削除、<u>第17条第1項の規定による自己情報の目的外利用等の中止又は第17条の2の規定による特定個人情報の利用の中止、削除若しくは提供の中止</u>（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該請求に係る個人情報を管理している実施機関に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>	<p>前条の特定個人情報の中止等についても、開示請求に関して規定されている代理人の請求と、存否応答拒否の規定と同様に扱うため改正します。</p> <p>特定個人情報の利用の中止等の請求についても、既存の請求方法と同様の取り扱いをします。</p>
--	--	--

<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(請求に対する決定等)</p> <p>第20条 実施機関は、前条第1項の規定により開示等の請求があったときは、当該請求のあった日から起算して開示請求にあっては8日以内に、訂正、削除及び<u>目的外利用等</u>の中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する可否の決定(第14条第6項(第18条の規定により準用する場合を含む。))の規定により開示等の請求を拒否する決定及び開示等の請求に係る個人情報を保管していないことにより開示等を行うことができない旨の決定を含む。以下「開示決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、その期間を当該開示等の請求のあった日から起算して、開示請求にあっては30日を限度として、訂正、削除及び<u>目的外利用等</u>の中止の請求にあっては60日を限度として、延長することができる。この場合においては、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の場合において、請求に係る<u>個人情報</u></p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(請求に対する決定等)</p> <p>第20条 実施機関は、前条第1項の規定により開示等の請求があったときは、当該請求のあった日から起算して開示請求にあっては8日以内に、訂正、削除及び中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する可否の決定(第14条第6項(第18条の規定により準用する場合を含む。))の規定により開示等の請求を拒否する決定及び開示等の請求に係る個人情報を保管していないことにより開示等を行うことができない旨の決定を含む。以下「開示決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、その期間を当該開示等の請求のあった日から起算して、開示請求にあっては30日を限度として、訂正、削除及び中止の請求にあっては60日を限度として、延長することができる。この場合においては、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の場合において、請求に係る<u>開示等</u></p>	<p>「特定個人情報の提供の中止」を含めるため、目的外利用等を削り、「中止」のみの規定としました。</p> <p>第19条で略称されている「開示等」の</p>
---	--	---

<p>の全部若しくは一部の開示、訂正、削除又は<u>目的外利用等の中止</u>をしないことの決定(以下「請求に応じない旨の決定」という。)を行ったときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、当該請求に応じない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を付記しなければならない。</p> <p>(開示等の実施及び方法)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 実施機関は、第20条第1項の規定により訂正、削除又は<u>目的外利用等の中止</u>をする旨の決定を行ったときは、速やかに<u>当該個人情報記載の訂正、削除又は目的外利用等の中止</u>をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(不服申立て)</p> <p>第24条 開示決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 決定で、不服申立てに係る請求に応じない旨の決定を取り消し、又は変更し、個人情報の全部の開示、<u>訂正、削除又は目的外利用等の中止</u>をすることとするとき。ただし、当該請求に応じない旨の決定について</p>	<p>をしないことの決定(以下「請求に応じない旨の決定」という。)を行ったときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、当該請求に応じない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を付記しなければならない。</p> <p>(開示等の実施及び方法)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 実施機関は、第20条第1項の規定により訂正、削除又は中止をする旨の決定を行ったときは、速やかに<u>訂正、削除又は中止</u>(以下「訂正等」という。)をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(不服申立て)</p> <p>第24条 開示決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 決定で、不服申立てに係る請求に応じない旨の決定を取り消し、又は変更し、個人情報の全部の開示又は<u>訂正等</u>をすることとするとき。ただし、当該請求に応じない旨の決定について第三者から反対</p>	<p>表現を用います。</p> <p>略称を設けます。</p> <p>略称します。</p>
---	---	---

<p>第三者から反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 略</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第25条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求をした者、訂正の請求をした者、削除の請求をした者又は<u>目的外利用等</u>の中止請求をした者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p>第32条 この条例は、法令その他の定めにより、個人情報の開示、<u>訂正、削除又は目的外利用等の中止</u>の請求ができる場合については、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 略</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第25条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求をした者、訂正の請求をした者、削除の請求をした者又は中止請求をした者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p>第32条 この条例は、法令その他の定めにより、個人情報の開示(<u>特定個人情報の開示を除く。</u>)又は<u>訂正等</u>の請求ができる場合については、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>特定個人情報の開示は、番号法で定められていますが、本条例に基づく開示も並行して適用させるため除きます。</p>
---	--	--

北本市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成29年1月1日施行）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案	
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>（特定個人情報の利用の制限） 第11条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（特定個人情報の利用の中止等の請求） 第17条の2 何人も、自己情報のうち特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u> (4)～(7) 略</p> <p>（特定個人情報の利用の制限） 第11条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（<u>情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。</u>）を自ら利用することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（特定個人情報の利用の中止等の請求） 第17条の2 何人も、自己情報のうち<u>特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定</p>	<p>条例中に新たな定義を加えます。番号法を引用し、用語の意義を明確にすることで、解釈上の疑義がないようにします。 資料2</p> <p>情報提供等記録は、目的外利用できないため除きます。</p> <p>情報提供等記録は、利用の中止等の請求ができないため除きます。</p>

<p>(1)・(2) 略</p>	<p>める措置を請求することができる。 (1)・(2) 略</p> <p><u>(特定個人情報の提供先への通知)</u> <u>第20条の2 実施機関は、訂正の決定に基づき情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p>	<p>情報提供等記録は、総務省が構築する情報ネットワークシステム上のログであるため、これに訂正が生じた場合は、関係各所に速やかに通知します。</p>
------------------	--	--